

2015年1月8日

仙台市健康福祉局保健衛生部
生活衛生課食品衛生係 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ

住所 仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台5F

電話番号 022-276-5162

座長 野崎 和夫

(宮城県生活協同組合連合会 専務理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会専務理事 野崎和夫

特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット

副代表理事 若狭久美子

宮城県地域婦人団体連絡協議会会長 大友富子

宮城県消費者団体連絡協議会会長 熊谷睦子

みやぎ生活協同組合専務理事 大越健治

生活協同組合あいコープみやぎ理事長 小野瀬裕義

公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事

冬木 勝仁

平成27年度仙台市食品衛生監視指導計画(案)への意見

平成27年度仙台市食品衛生監視指導計画案に対して、下記の意見を提出いたします。

記

1. 平成27年度の重点事業【(仙台HACCP)の推進】について

中小事業者の食品の安全性向上の取り組みを後押しすることを目的にHACCP支援法が改正されたことを反映した内容を記述してください。HACCPに取り組む事業者を増やすために国が改正したことを、仙台市として連携して推進していくことが求められると考えます。

2. 1-(2)「食品等事業者に対するHACCPの推進と市民への普及啓発」について

仙台市では平成26年度から、仙台HACCPの制度内容を変更しました。また、国では、HACCPの導入が伸び悩んでいる状況を踏まえて、平成25年6月にHACCP支援法を食品製造業界全体に導入するよう改正しました。しかしながら、この制度を取得した事業者の数が増えているとはいえない状況です。仙台市では重点項目に盛り込まれていることから、事業者が仙台HACCPを導入するよう、数値目標などを設定し、積極的な働きかけと支援が必要です。

仙台市としても従来通りのやり方ではなく、多くの事業者を対象にした研修会や講習会の実施、多くの市民に周知できるような広報の手法を工夫してください。

3. 2 - (1) 「食品関係施設の監視指導、苦情調査等」 - ①について

平成 26 年 7 月 26 日、静岡市の花火大会での露店で売られた浅漬の冷やしキュウリによって腸管出血性大腸菌 0157 の集団食中毒がおこり、過去 10 年間の食中毒で最多の 500 人を超す発症者が出ました。

仙台市内はイベント等も多く、市外、県外からの観光客も多く訪れることから、漬物の加工施設のみならず、衛生規範に基づいた適切な取扱いができるよう、監視指導の範囲を広げ、適切な安全性が確保できるような記述を望みます。

4. 2 - (3) 「製造・流通・販売等における監視指導」 - ①について

来年度の取去検査で、輸入食品の検体数を増加させたことは、安全な食品を選択するうえで評価できます。

一方、放射性物質検査の検体数が減少していますが、その理由を市民に周知徹底するようにしなければ、不安感だけが残ることになります。検体数の変更の理由を市民が納得できるように広報などで周知してください。

5. 3 - (1) 「食中毒発生時の原因究明、拡大防止」について

拡大防止を図るうえでは、速やかな食中毒発生時の原因究明とともに、市民に対して的確な情報の提供による予防対策の普及・啓発が必要です。

市民への情報提供や啓発、拡大防止の視点のほか、市民が消費者、生活者として安全に生活する上で、食に関する教育が重要です。情報提供、啓発、教育をすすめるために、消費者団体や市民団体と連携を図る必要があります。

6. 4 - (1) 「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進・仙台市食品安全対策協議会の開催」について

食の安全サポーター、食の安全情報アドバイザーの設置・育成の情報が市民に広く認知されていないと思います。単に学習や講演を受講するだけでなく、体験見学会の実施や「食の情報館」に関する意見を求めるなどを取り組みの中に加えてください。

一般の市民が参加しやすく、日頃抱えている不安や疑問を払拭できるような形式のリスクコミュニケーションを実施することが重要です。

市民がどのように対処をすればよいか、適切な情報を発信し、風評による不安感・不信感の払拭と市民が正しく理解判断し、行動できるような形式のリスクコミュニケーションを実施することが必要と考えます。

7. 4 - (2) 「食品の安全性確保に関する計画案への意見募集・食品衛生監視指導計画の作成と公表」について

監視指導計画の策定にあたっては、計画案を市のホームページへ掲載することや各担当部所での配布により公表し、広く市民から意見を求めるとしています。しかし、意見募集にあたり、前年度の実施状況については、情報誌「食の情報館」から情報を得ることができますが、十分とは言えません。広く市民からの意見を求めるために、十分な情報の提供を行った上で監視指導計画の作成が必要です。

8. 4- (3) 「せんだい食の安全サポーター等の活動」について

せんだい食の安全情報アドバイザーは、平成 25 年度に新たに設置されました。消費者の代表として、消費者目線を活かした活動内容となることが重要であることから、多くの市民が活動の情報を入手できるよう、具体的な活動計画や内容を明記する必要があります。また、せんだい食の安全情報アドバイザーの役割として、食中毒に留まらず、食品中の放射性物質に関することも含めてください。

最後に、仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが必要と考えます。

今年度当懇談会は、仙台市長あてに、条例制定を求める要望書の提出を行いました。

仙台市においては、食品安全基本法と食品衛生法に基づき「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、毎年度アクションプランと食品衛生監視指導計画により施策を進めています。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質による食品の汚染問題、消費者を裏切る食品偽装問題やそれに付随した食物アレルギーの危険性の問題など、食の安全への信頼を揺るがす問題等へ対応するには、事業者に対する食品の安全性確保だけでは十分とは言えず、市民の食品に対する信頼性の確保とは直接結びつきません。食の安全・安心に関する消費者教育を充実させることや、地産地消の推進が必要です。

仙台市民の生命・健康が最優先という視点で、市民の意見を施策に反映させた「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。

以上